

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和3年1月29日（令和3年（行個）諮問第11号）

答申日：令和3年5月27日（令和3年度（行個）答申第18号）

事件名：本人の申告に係る申告処理台帳等の一部訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定年月日 a，私が特定 A 労働基準監督署に対して特定事業場 C についての違反を申告したもので，特定日 b，特定 B 労働基準監督署に移送された件で，その件につき作成された「申告処理台帳」（添付資料一切を含む。）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき，その一部を不訂正とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の要旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し，令和2年7月30日付け広労発基0730第1号により広島労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部訂正決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

- (1) 訂正を求める内容は，別表の2欄に掲げる通番2ないし通番6のとおりであり，詳しい理由は下記(2)に書いている。通番4（ないし通番6）が特に重要であり，訂正が絶対に必要と考える。

ア 訂正請求の理由

特定 B 労働基準監督署（以下「労働基準監督署」は「監督署」という。）の労働基準監督官（以下「監督官」という。）Fは，A 監督署から送られた申告処理台帳の処理経過を読むことによってのみ，本件のいきさつを知るしかない。当該申告処理台帳を読んで明らかに分かることは，(a) 私は解雇されたとはしか言っておらず，解雇されたという認識しか持っていないこと，(b) 監督官 E が私に対して，正当な理由の無い解雇は争える，会社都合で休まされているなら休業手当が貰えるなどの説明を一切しておらず，労働法等の知見のない私に対して「重要事項の教示の懈怠」があること，(c) 上記(b)の説明に基づいて，解雇を争うか，まだ特定事業場 C の従業員として特定事

業場Dで働きたいか、解雇されたのは間違いないか、合意解除ないし示談なのかなど、大前提となる「私の意思確認及び事実確認」を一切していないことである。（中略）

監督官Fは、上記（a）ないし（c）を職務上分からなければならぬし、分かるはずである。その上で同監督官は、私に対して、A監督署が懈怠した事項を代わってしなければならない。しかるに職員Fは、それらを一切しないばかりか、一貫して会社目線に立ち、早く私に退職合意書と誓約書にサインさせ、解雇予告手当等賃金をもらわせて早く本件を終了させようとしている。（中略）

職員Fの上記のような方針によって、その方針にそぐわない箇所は真実を消されて都合良く書き換えられている。早く退職合意書と誓約書にサインして解雇予告手当等賃金をもらった方が私のためであるとしているのかもしれないが、真実が曲げられ、非常に悪質である。このような私の主張の正しさは、「（サインする）よう催促した」（5頁「処理経過」欄29行目）との文言からも正しいと証明できる。催促するのは、早くサインさせてお金をもらわせて本件を終了させたいという会社目線に立った職員Fの思いからである。

イ 以下に個別に詳しく理由を述べる。

（ア）通番1については、濁点のない読み方が正しい。

（イ）通番2については、このようなことは言われていない。似たようなことを言われたかも知れないが、本質的に重要ではない。その上の審査請求人の「解雇通知書の交付指導を望む」を受けて、B監督署が特定事業場Cに対し交付指導したのが事実である。そして別の電話で「「解雇通知書を出すなら解雇予告手当等は払わない」と特定事業場Cは言っている」旨の回答がB監督署から審査請求人であった。だから通番5の訂正内容である「解雇予告手当等賃金を払ってもらわないと困る。」の発言が出てくるのである。

（ウ）通番3及び通番4については、その上の「交付指導を望む」で一旦話は終り、B監督署が特定事業場Cに交付指導をしている。そして特定事業場Cの「解雇通知書を出すなら解雇予告手当等は払わない」との回答をB監督署は「別の電話で」私に伝えた（訂正請求の「「→」は無し。」は、別の電話であることを表す。）。私は「解雇予告手当等賃金を払ってもらわないと困る」と思ってそう言い、「やむなく」解雇通知書の交付を諦めたのである。

（エ）通番5については、「予告手当を支払ってもらえればよい、解雇通知書の交付指導は希望しない」とあるが、これだと解雇通知書を出すなら解雇予告手当等賃金を払わないと言った特定事業場Cの悪辣さが消されている。また、解雇予告手当等賃金を貰えないと困る

からやむなく解雇通知書はあきらめたという真実が記録に残らないので訂正を求める。しかも元の文言では、お金をもらってさっさと当該仕事を辞めたい、ないし仕事をする気がないと、初めてこれを読む者に誤解されるおそれが大である。(中略)元の文言によれば、解雇予告手当等賃金をもらうことと解雇通知書ってもらうことが両立しないことが明らかである。そのような発言を私がしたということは、解雇予告手当等賃金をもらうことと解雇通知書ってもらうことは両立しない、ということを経験させられたからである。したがって、そのような私の発言の前には、通番4のように、解雇通知書を出すなら解雇予告手当等賃金を払わないという特定事業場Cからの回答を告げる特定の職の言葉が入ることが明らかである。以上から訂正を求める。

(オ) 通番6については、上述のとおり、職員Fは私に直接意思確認事実確認を一切せず、その後続く、事実とは違う、労働者目線ではなく、会社目線に立った自己の目的に都合のよい発言をしているのであるから、「職員Fは私に直接意思確認事実確認を一切していない」ということをはっきり書き表す必要がある。元のままにしておくと、職員Fが直接、詳細に双方の言い分を聞いたというニュアンスが強く出てしまって、初めてこれを読む者にそのような誤解を与えるので訂正が必要である。

(2) 審査請求の詳しい理由

ア 申告処理台帳は、「担当者の理解に基づき、申告の処理に必要な範囲で、行政の利用目的に必要な範囲でのみ記載される」だけのものではない。申告の内容と処理の経緯を「正しく」記載すること、「誤解されないように、分かり易く書く」ことが大前提である。

イ 通番2の直前の「解雇通知書の交付指導を望む」を受けて、B監督署は特定事業場Cに対し交付指導を行った。そして、同事業場から「解雇通知書を交付するなら解雇予告手当等賃金は支払わない」との回答を得て、「特定事業場Cは、解雇通知書を出すなら解雇予告手当等賃金は支払わないと言っている」旨を電話で審査請求人に伝えた。それが真実であり、審査請求人は今でもはっきりと覚えている。しかるに、B監督署は真実を記さず、もっともらしくごまかせるような意味の無い通番2の文言及び「解雇通知書の交付は希望しない」とセットで記し、交付されないのは審査請求人のせいだと誤解に誘導している。

審査請求人が解雇通知書を諦めたのは、上記のとおり、やむを得ず諦めたのである(お金が無いと生活に困る)。その真実を記さないのは絶対に許すことができない(極めて重要な部分である)。

ウ 通番5の文言によると、「解雇予告手当等賃金をもらうこと」と

「解雇通知書が交付されること」が両立しないと審査請求人が認識していることは明らかである。そう認識させる文言がその直前にあったことは、論理則及び経験則に照らし明らかである。論理則及び経験則も法の一つであり、これらに反した本件記載は違法である。速やかに審査請求人の請求のとおり訂正すべきである。

この訂正がなされると、B監督署の悪い性質（すなわち、都合の良いように簡略化し、一見スマートに処理するため、第三者である読者が読んだ場合に容易に真実、真相にたどり着けず、都合のよい解釈をするよう誘導するように技巧をこらして書き記すという性質）の存在が証明される。

エ したがって、通番6についても審査請求人の主張が確からしいことも分かる。すなわち、通番6は、職員Fが審査請求人の話をじっくり聞いたという印象を読者に与えるよう誘導する書きぶりであるが、当該職員は一切審査請求人の話を聞いていないし、審査請求人も話していない。

オ 行政文書は、法に基づいて入手した者が訴訟等に利用することも当然予定されている。違法に真実、真相がねじ曲げられた文書をなぜ訴訟に利用できようか。労働局には私人間の訴訟の真相解明に協力すべき公法上の義務がある。速やかに全ての訂正をするよう求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和2年6月3日付け（同月4日受付）で処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の訂正請求を行った。
- (2) これに対して処分庁が一部訂正の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和2年10月28日付け（同月30日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求について、保有個人情報の訂正義務があると認められる部分については法29条の規定に基づき訂正し、その余の部分については訂正義務があると認められないとして、法30条1項の規定に基づき一部訂正とした原処分は妥当であるとする。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が法18条1項の規定に基づく一部開示決定（令和2年4月15日付け広労発基0415第1号）により開示を受けた保有個人情報である。

(2) 訂正請求対象保有個人情報の該当性について

ア 本件対象保有個人情報は、審査請求人が法に基づく開示決定により

開示を受けた保有個人情報であり、法27条1項1号に規定する保有個人情報に該当する。

本件対象保有個人情報のうち審査請求人が訂正を求める部分は、別表の2欄に掲げるとおりである。

イ 労働基準法等関係法令では、労働者は、事業場に同法令の違反がある場合においては、監督官に申告することができることとされている。監督官が申告を受理した場合、被申告事業場に対し臨検監督等の方法により、労働基準法等関係法令違反の有無を確認し、違反等が認められた場合には、その是正を指導しているが、申告処理台帳及び続紙は、かかる申告の内容や処理状況が記載された文書である。

申告処理台帳には、一般的に、受理年月日、処理着手年月日、完結年月日、完結区分、申告処理台帳番号、受付者、担当者、被申告者の事業の名称、同所在地、同事業の種類、同事業の代表者、申告者の氏名、同住所、同事業場内の地位、申告事項、申告の経緯、申告事項の違反の有無、倒産による賃金未払の場合の認定申請期限、違反条文、移送の場合の受理監督署及び処理監督署、処理経過直接連絡の諾否、付表添付の有無、労働組合の有無、労働者数及び申告の内容等が記載されている。

また、続紙には、一般的に、処理年月日、処理方法、処理経過、措置、担当者印、副署長・主任（課長）印及び署長判決が記載されている。

申告処理は、被申告事業場の所在地を管轄する監督署において行う必要があるところ、申告者の居所が遠方であるなどの事情がある場合等においては、他の監督署で申告を受理した上で、管轄の監督署に移送する運用を行っている。

本件申告事案は、申告を受理したA監督署から被申告事業場の所在地を管轄するB監督署に移送処理が行われた。ただし、本件については、申告者の強い希望を受け、A監督署から被申告事業場に接触して情報収集するなど一定の処理を行ったという特別の事情がある。

(3) 訂正の要否について

ア 法29条は、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならないと規定している。

その判断に当たっての考え方は、過去の答申（平成26年度（行個）答申第91号）において、「訂正請求を行う審査請求人は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないと判断し、③その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているのか等

の、請求を受けた処分庁が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を、処分庁に自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。そして、訂正請求を受けた処分庁が、当該訂正請求に理由があると認めるときは、法29条に基づき、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならず、一方、訂正請求の審査請求人から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても審査請求人が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、一般的に、同条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断することになると解されている。」と示されている。

イ 申告処理を担当する監督官（担当官）が所属長に復命することを目的として作成する申告処理台帳には、申告の受理年月日、受理時における申告人の発言、持参した資料等から把握した事実や完結区分といった評価・判断が記載されており、また、続紙には、申告処理の過程で提出された資料、関係者の発言等から把握した事実や、今後の対応方針といった評価、判断が記載されている。

このような文書の作成目的に照らせば、審査請求人とのやりとりの全てを記載する必要はなく、担当官が所属長に復命すべきと判断する内容に絞って記載したり、簡潔な表現を用いることは、当然の行為であり、その結果、審査請求人の意に沿わない表現や記載内容となっていたとしても、そのことをもって法29条に基づく訂正義務を生じさせるものではない。

ウ 申告処理台帳への申告内容に関するコメント入力、申告を受けた担当官が、通例、申告から間を置かずに入力するものであるため、その内容が事実と大きく相違するとは考えにくく、かつ、あえて事実でない内容を入力する理由もない。

エ 本件訂正請求部分のうち、訂正内容が事実であることが明らかとなった通番1については、既に原処分において、当該訂正請求に理由があると認められるとして、訂正を行っている。

オ 本件訂正請求部分のうち、原処分において訂正を行わなかった部分について、諮問庁において、処分庁に本件対象保有個人情報の訂正請求に係る部分の記述内容の確認を行ったところ、B監督署の担当官は、事実に反する内容を記載したとの認識はなく、審査請求人が訂正を求める箇所ごとに関する認識はおおむね以下のようなものであった。

(ア) 通番2については、労働基準法22条2項において「労働者が、20条1項の解雇の予告がされた日から退職の日までの間において、当該解雇の理由について証明書を請求した場合においては、使用者

は、遅滞なくこれを交付しなければならない」と定められており、当該箇所は、担当官から審査請求人に対して同項の趣旨を説明したものである。

(イ) 通番2ないし通番5について、担当官は、詳細な経緯については記載の必要がないと判断し、結論である審査請求人の最終的な希望を記載したものである。

(ウ) 通番6について、担当官は、申告処理台帳等から審査請求人の主張等について所属長が十分に認識できるため、詳細な経緯については記載の必要がないと判断し、結論のみを記載したものである。

カ 上記に加え、審査請求人が記載の削除を求める箇所については、その内容が事実でないと判断できる明確かつ具体的な根拠が審査請求人から示されていない。審査請求人が記載の追加を求める箇所については、その内容が事実であると判断できる明確かつ具体的な根拠が審査請求人から示されていないことに加え、文書の利用目的に鑑み、記載を追加すべき理由もない。

さらに、本件申告は既に処理を終了（完結）しており、現時点において審査請求人の求める訂正を行ったとしても、監督署における申告の処理方針等に影響することはないことから、「正確ではない保有個人情報に基づいて、行政処分等が行われることによって、個人の権利利益が侵害されることを防止する必要がある」と解される訂正請求の制度趣旨に合致せず、当該保有個人情報の削除及び追加によりその利用目的が達成されるとはいえない。

したがって、本件審査請求において審査請求人が訂正を求める箇所については、事実でないと判断するための根拠が認められないことから、法29条により訂正を行うための前提条件を満たしていない。仮に根拠があると判断される場合であっても、既に労働基準法104条に基づく申告処理の終了によって、当該保有個人情報の利用目的を達成していることから、法29条に規定する「当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内」に該当しない。このため、訂正義務があるとは認められない。

4 審査請求人の主張に対する反論

審査請求人は審査請求書（上記第2の2（2）ア）において、「申告処理台帳は、「担当者の理解に基づき、申告の処理に必要な範囲で、行政の利用目的に必要な範囲でのみ記載される」だけのものではない。申告の内容と処理の経緯を「正しく」記載すること、「誤解されないように、分かり易く書く」ことが大前提である」等と主張しているが、上記3（3）で述べたとおり、審査請求人の主張については、訂正を求める箇所が事実でないと判断するための根拠が示されておらず、保有個人情報の利用目的の

達成に必要であるとも認められないことから、法 29 条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合には該当しない。

5 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものと考えらる。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和 3 年 1 月 29 日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年 4 月 22 日 審議
- ④ 同年 5 月 20 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が法 12 条 1 項に基づき開示請求を行い、令和 2 年 4 月 15 日付け広労発基 0415 第 1 号の開示決定により開示を受けたものであり、本件訂正請求は、法 27 条に基づき、本件対象保有個人情報のうち、別表の 2 欄に掲げる通番 1 ないし通番 6 についてそれぞれ同欄に掲げる内容の訂正を求めるものである。

処分庁は、本件訂正請求のうち、通番 1 については理由があるとして訂正したが、通番 2 ないし通番 6（以下「本件不訂正部分」という。）については、本件不訂正部分が含まれる文書である「申告処理台帳」は、担当者の理解に基づき申告の処理に必要な範囲で記載されるものであるが、事実ではないと判断できる明確かつ具体的な根拠が認められず、また、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内にあるとは認められないとして、不訂正とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の訂正請求対象情報該当性及び本件不訂正部分についての訂正の要否について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

(1) 本件訂正請求の対象情報について

訂正請求については、法 27 条 1 項において、同項 1 号ないし 3 号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定され、その対象は「事実」であって、「評価・判断」には及ばないと解される。

また、訂正請求を行う請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分が事実でないと判断し、③その結果、どのように訂正す

べきと考えているのか等について、訂正請求を受けた処分庁が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を、処分庁に自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。仮に、訂正請求の請求者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、一般的に、法29条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと解される。

(2) 訂正請求対象情報該当性について

ア 本件対象保有個人情報は、上記1のとおり、審査請求人が別途、法に基づく保有個人情報の開示請求を行い、開示を受けたものであることから、法27条1項1号に該当すると認められる。

イ 当審査会において、諮問書に添付された本件対象保有個人情報を確認したところ、本件不訂正部分に係る保有個人情報は、申告処理台帳（様式第12号）の「処理経過」欄に記載された内容の一部であり、申告者である審査請求人がA監督署の担当官に申し立てた内容及び当該担当官が審査請求人に説明した内容が記載されていると認められる。このため、これらの部分は、法27条1項の訂正請求の対象となる「事実」に該当すると認められる。

3 訂正の要否について

(1) 法29条は、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の「利用目的の達成に必要な範囲内」で、当該保有個人情報を訂正しなければならないと規定している。

(2) 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（3）イ及びオ）において、本件対象保有個人情報の訂正の要否について、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件対象保有個人情報の作成目的に照らせば、審査請求人とのやり取りの全てを記載する必要はなく、担当官が所属長に復命すべきと判断する内容に絞って記載したり、簡潔な表現を用いたりすることは、担当官の当然の行為であり、その結果、審査請求人の意に沿わない表現や記載内容となっていたとしても、そのことをもって法29条に基づく訂正義務を生じさせるものではない。

イ 本件不訂正部分について

(ア) 通番2については、担当官から審査請求人に対して、労働基準法22条2項の規定（「労働者が、20条1項の解雇の予告がされた日から退職の日までの間において、当該解雇の理由について証明書を請求した場合には、使用者は、遅滞なくこれを交付しなければならない」）の趣旨を説明したものである。

(イ) 通番2ないし通番5について、担当官は、詳細な経緯についてま

では記載の必要がないと判断し、結論である審査請求人の最終的な希望を記載したものである。

(ウ) 通番6について、担当官は、申告処理台帳等の記載から、審査請求人の主張等について所属長が十分に認識できるため、詳細な経緯についてまでは記載の必要がないと判断し、結論のみを記載したものである。

ウ 上記イに加え、審査請求人が記載の削除を求める箇所については、その内容が事実でないと判断できる明確かつ具体的な根拠が審査請求人から示されていない。審査請求人が記載の追加を求める箇所については、その内容が事実であると判断できる明確かつ具体的な根拠が審査請求人から示されていないことに加え、文書の利用目的に鑑み、記載を追加すべき理由もない。

エ さらに、本件申告は既に処理を終了（完結）しており、現時点において審査請求人の求める訂正を行ったとしても、監督署における申告の処理方針等に影響することはないことから、当該保有個人情報の削除及び追加によりその利用目的が達成されるとはいえない。

オ したがって、本件不訂正部分については、事実でないと判断するための根拠が認められないことから、訂正請求に理由があると認めることはできない。仮に根拠があると判断されたとしても、既に当該申告処理は終了し、当該保有個人情報の利用目的を達成していることから、法29条に規定する「当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内」に該当せず、訂正義務があるとは認められない。

(3) 当審査会において、本件訂正請求書及び審査請求書を確認したところ、審査請求人は、申告処理台帳に記載された審査請求人とA監督署の担当官とのやり取り等の内容について、概して審査請求人があるべきと考える記載振りにはなっていないこと等を主張しているものと解される。

審査請求人は、当該主張に基づき、本件不訂正部分について削除又は追加を求めているが、本件不訂正部分のうち、削除を求める記載内容（通番2及び通番5の訂正前の部分）が審査請求人の実際の発言内容又は担当官の説明内容と異なっており、事実でないとすることについて、明確で具体的な根拠が示されているものとは認められず、追加を求める内容（通番4、通番5の訂正後の部分及び通番6）が事実であるとする明確で具体的な根拠が示されているものとも認められない。通番3については、空白の1行の挿入を求めるものであり、編集上の問題であって、事実についての訂正を求めるものと認めることはできない。

また、当審査会において、諮問書に添付されている本件開示決定通知書を確認したところ、本件対象保有個人情報の利用目的は「労働基準法第104条第1項に基づく申告処理のため」とされていることが確認さ

れた。本件対象保有個人情報の記載内容から見て、当該利用目的は理解し得るものである。

さらに、上記の本件対象保有個人情報の作成目的に照らせば、審査請求人とのやり取りの全てを記載する必要はなく、担当官が所属長に復命すべきと判断する内容に絞って記載したり、簡潔な表現を用いたりすることは、担当官の当然の行為であり、その結果、審査請求人の意に沿わない表現や記載内容となっていたとしても、そのことをもって法29条に基づく訂正義務を生じさせるものではないとする上記(2)アの諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、本件不訂正部分に係る訂正請求については、法29条に規定する「当該訂正請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、その一部を法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当しないと判断した決定については、不訂正とされた部分は、同条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別表 本件訂正請求

1 文書名	2 本件訂正請求の内容		3 原処分
	通番	該当箇所 訂正を求める内容	
担当官が収集した文書	1	1 頁「申告の移送について」11 行目「申告者」	氏名ふりがなの特定文字の濁点を削除 訂正
申告処理台帳及び続紙	2	4 頁「処理経過」欄 1 2 行目	全て削除 不訂正
	3	4 頁「処理経過」欄 1 3 行目	1 3 行目の直上に空白の 1 行を挿入 不訂正
	4	同上	1 3 行目の直上に挿入した空白の 1 行と 1 3 行目の間に「「(→は無し。) 特定事業場 C の社長は解雇通知書を交付するなら解雇予告手当等は払わないと言っている。」と申告人につたえる。」を追記 不訂正
	5	同上	「予告手当を支払ってもらえればよい」を「解雇予告手当等賃金を支払ってもらわないと困る。」に訂正 不訂正
	6	5 頁「処理経過」欄 6 行目	1 文字目の前に、「本職は、申告人から電話で直接言い分を聞いておらず、また解雇ではないのなら今まで通り特定事業場 C の従業員として特定事業場 D へ仕事に行けるのなら行きたいのかなど申告人から意思確認及び事実確認を全くしていないが、」を追記 不訂正